

■ 情報通信機器を用いた診療

当院では、「オンライン診療の適切な実施に関わる指針」を遵守し、オンライン診療を実施しております。ただし、初診からオンライン診療を受ける場合、以下の処方については行うことができません。

- ・麻薬及び向精神薬の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する、特に安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料 1 の対象になる薬剤）の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する 8 日以上の処方

■ 電子的診療情報連携体制整備加算 3

当院は、医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している医療機関です。

マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関です。

算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付しています。

■ 在宅医療 DX 情報活用加算

当院は、居宅同意取得型のオンライン資格確認等、システムにより取得した診療情報などを活用して、計画的な医学管理の下に訪問診療を実施しております。

また、マイナ保険証を促進するなど、医療 DX を通じて医療を提供できるように取り組んでおります。

■ 訪問看護医療 DX 情報活用加算

当院はオンライン資格確認等により質の高い精神科訪問看護・指導を実施するため診療情報などを活用して、計画的な医学管理の下に訪問看護を実施しております。

■ 一般名処方加算

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある医薬品について、特定の商品名ではなく、有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方とは、医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより、供給不足の医薬品であっても、有効成分が同じ複数の医薬品から選択できるため、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

■ 長期収載品の選定療養について

令和 6 年 10 月より、医療上の必要性があると認められず、患者様のご希望で長期収載品を処方した場合は、選定療養費として、後発医薬品との差額の一部が自己負担となりました。

長期収載品とは、後発品のある先発医薬品で、後発品収載から 5 年経過しているものなどの要件にあった品目です。対象医薬品は厚生労働省ホームページに公開されています。

後発医薬品のある医薬品で、先発品(長期収載品)での処方を希望される場合、選定療養の仕組みが導入され、特別の料金が発生する場合があります。ご不明点がございましたら、主治医または薬剤師にご相談ください。